

決 裁 区 分	市 副 部 (課) 係 長 市長 長 長 長	保 存 期 間	永 10 5 3 1 その他 ()			
市 長	市 副 部 (課) 係 長 市長 長 長 長	部 長	課 長	係 長	係 員	起 案 者
	主 管	人 権 政 策 部	人 権 政 策 監			
		人 権 政 策 課				
		同 和 対 策 係				
副市長		部				庁内電話
	合	課				251
		人 権 学 習 係				
会計管理者		部				
		課				公 印
		人 権 啓 発 係				
		部				
		課				
	議	係				公印省略
		部				
		課				契印省略
		係				
起 案	平成 20 年 3 月 21 日			文 書 記 号 番 号		
決 裁	平成 20 年 3 月 28 日			発 米 人 第 号		
施 行 (公示・発送)	平成 年 月 / 日			受		
指示事項又は意見						
件 名	平成20年度米子市同和対策高等学校等進学 奨励金の奨学生募集説明会の開催について					
このことについて下記のとおり開催いたしたく伺います。						
記						
1 日程						
4月17日(木) [REDACTED] 前田隣保館						
4月18日(金) [REDACTED] 下福万隣保館						

2 新規対象者の把握

隣保館職員、地区会館関係役員、同和地区生活相談員等を通じて把握する

3 通知文案

対象者・保護者宛、関係者宛 別紙のとおり

4 通知方法

(1) 新規対象者: 宛先無記名の封筒に入れた通知文を隣保館職員、地区会館関係役員、同和地区生活相談員等が戸別に保護者を訪ねて制度の趣旨を説明し、通知文を渡す。

(2) 継続受給者: 本人宛の封筒に入れた通知文を隣保館職員、地区会館関係役員、同和地区生活相談員等が個別に配布、又は郵送する。

5 募集説明会では、併せて奨学生研修を行うとともに、「鳥取県育英奨学資金」のPRにも協力する。



発米人第113号
平成20年3月28日

奨学金申請希望者様
保護者様

米子市長 野坂 康夫
(公印省略)

平成20年度米子市同和対策高等学校等進学奨励金の
奨学生募集説明会の開催について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり平成20年度の奨学生募集説明会を開催しますので、申請を希望される方は保護者同伴でお越しください。

なお、当日は趣旨説明の後に申請書類の記入をしていただきますので、下記の必要書類等を持参してください。

記

1 日時・場所

4月17日（木）		午後7時30分から	前田隣保館
4月18日（金）		午後7時30分から	下福万隣保館

2 必要書類等

- (1) 印鑑 2本（本人用、保護者用）
- (2) 在学証明書又は学生証の写し 1通
在学証明書の場合は、学校から交付してもらって下さい。
- (3) 申請者の世帯で所得のある方全員の平成19年分の源泉徴収票または確定申告書の写し等
- (4) 筆記用具（ボールペン）
- (5) 申請者が自宅外の場合は、申請書記入の際に申請者の住所等が記入できるように事前に住所と電話番号を確認しておいてください。

3 問合せ先

米子市市民人権部人権政策課同和対策係 Tel.23-5251

発米人第113号
平成20年3月28日

奨学金申請希望者様
保護者様

米子市長 野坂 康夫
(公印省略)

平成20年度米子市同和対策高等学校等進学奨励金の
奨学生募集説明会の開催について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり平成20年度の奨学生募集説明会を開催しますので、申請を希望される方は保護者同伴でお越しください。

なお、当日は趣旨説明の後に申請書類の記入をしていただきますので、下記の必要書類等を持参してください。

記

1 申込先

米子市市民人権部人権政策課同和対策係
＊事前に日時を連絡の上、おいで下さい。

2 必要書類等

- (1) 印鑑 2本（本人用、保護者用）
- (2) 在学証明書又は学生証の写し 1通
在学証明書の場合は、学校から交付してもらって下さい。
- (3) 申請者の世帯で所得のある方全員の平成19年分の源泉徴収票または確定申告書の写し等
- (4) 筆記用具（ボールペン）
- (5) 申請者が自宅外の場合は、申請書記入の際に申請者の住所等が記入できるように事前に住所と電話番号を確認しておいてください。

3 問合せ先

米子市市民人権部人権政策課同和対策係 Tel23-5251

発 米 人 第 号
平成20年3月 日

奨学金申請希望者 様
保 護 者 様

米子市長 野坂 康夫
(公 印 省 略)

平成20年度米子市同和对策高等学校等進学奨励金の
奨学生募集説明会の開催について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり平成20年度の奨学生募集説明会を開催しますので、申請を希望される方は保護者同伴でお越しください。

なお、当日は趣旨説明の後に申請書類の記入をしていただきますので、下記の必要書類等を持参してください。

記

1 日時・場所

4月17日（木） [REDACTED] 午後7時30分から 前田隣保館
4月18日（金） [REDACTED] 午後7時30分から 下福万隣保館

2 必要書類等

- (1) 印鑑 2本（本人用、保護者用）
- (2) 在学証明書又は学生証の写し 1通
在学証明書の場合は、学校から交付してもらって下さい。
- (3) 申請者の世帯で所得のある方全員の平成19年分の源泉徴収票または確定申告書の写し等
- (4) 筆記用具（ボールペン）
- (5) 申請者が自宅外の場合は、申請書記入の際に申請者の住所等が記入できるように事前に住所と電話番号を確認しておいてください。

3 問合せ先

^{市民}米子市人権政策部人権政策課同和对策係 Tel.23-5251

第 人 米 発 号
日 月 年 0 2 成 平

各隣保館、地区会館長様
各自治会長様
各同盟支部長様

米子市長 野坂 康夫
(公 印 省 略)

平成20年度米子市同和対策高等学校等進学奨励金の
奨学生募集説明会の開催について（お知らせ）

平素から本市の人権・同和行政の推進につきまして格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年度奨学生の募集説明会を下記の日程で開催いたしますので、該当者への周知につきましてご協力をお願いいたします。

記

1 日時・場所

4月17日(木) 午後7時30分から 前田隣保館
4月18日(金) 午後7時30分から 下福万隣保館

2 問合せ先

米子市人権政策課同和対策係 TEL23-5251

平成20年度進学奨励金対象者名簿

番号	種別	在学学校	備考	学年	氏名	保護者名	郵便番号	住所	方書	地区
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										

高校
専門学校
大学

13
4
9

決 裁 区 分	市 副 部 (課) 係 長 市 長 長 長 長	保 存 期 間	永 10 5 3 1 その他 ()				
市 長	主 管	人 権 政 策 部	部 長 人権政策監	課 長	係 長	係 員	起 案 者
		人 権 政 策 課					
		同 和 対 策 係					
副市長	合 議						庁内電話 251
		部					
		課					
		人 権 学 習 係					
会計管理者		部					
		課					
		人 権 啓 発 係					
		部					
		課					
		係					
	部						公 印
	課						
	係						公印省略
	部						契印省略
	課						
	係						
起 案	平成 21 年 3 月 30 日			文 書 記 号 番 号			
決 裁	平成 21 年 3 月 31 日			発 米 人 第 98 号 受			
施 行 (公示・発送)	平成 21 年 4 月 2 日						
指示事項又は意見							
件 名	平成21年度米子市同和対策高等学校等進学 奨励金の奨学生募集説明会の開催について						
このことについて下記のとおり開催いたしたく伺います。							
記							
1 日程							
4月20日(月) [REDACTED] 前田隣保館							
4月21日(火) [REDACTED] 下福万隣保館							

4月22日(水)

八幡三区地区会館

2 新規対象者の把握

隣保館職員、地区会館関係役員、同和地区生活相談員等を通じて把握する

3 通知文案

対象者・保護者宛、関係者宛 別紙のとおり

4 通知方法

(1) 新規対象者: 通知文を隣保館職員、地区会館関係役員、同和地区生活相談員等が戸別に保護者を訪ねて制度の趣旨を説明し、通知文を渡す。

(2) 継続受給者: 本人宛の封筒に入れた通知文を隣保館職員、地区会館関係役員、同和地区生活相談員等が個別に配布、又は郵送する。

5 募集説明会では、併せて奨学生研修を行うとともに、「鳥取県育英奨学資金」のPRにも協力する。

発 米 人 第 98 号
平成 21 年 3 月 31 日

奨学金申請希望者 様
保 護 者 様

米子市長 野坂 康夫
(公 印 省 略)

平成 21 年度米子市同和対策高等学校等進学奨励金の
奨学生募集説明会の開催について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり平成 21 年度の奨学生募集説明会を開催しますので、
申請を希望される方は保護者同伴でお越しください。

なお、当日は趣旨説明の後に申請書類の記入をしていただきますので、下記の必要書
類等を持参してください。

記

1 日時・場所

4月20日（月）	午後7時30分から	前田隣保館
4月21日（火）	午後7時30分から	下福万隣保館
4月22日（水）	午後7時30分から	八幡三区地区会館

2 必要書類等

- (1) 印鑑 2 本（本人用、保護者用）
- (2) 在学証明書又は学生証の写し 1 通
在学証明書の場合は、学校から交付してもらって下さい。
- (3) 申請者の世帯で所得のある方全員の平成 20 年分の源泉徴収票または確定申告書の写し等
- (4) 筆記用具（ボールペン）
- (5) 申請者が自宅外の場合は、申請書記入の際に申請者の住所等が記入できるように
事前に住所と電話番号を確認しておいてください。

3 問合せ先

米子市人権政策部人権政策課同和対策係 TEL23-5251

発米人第 98 号
平成21年3月31日

各隣保館、地区会館長 様
各 自 治 会 長 様
各 同 盟 支 部 長 様

米子市長 野坂 康夫
(公 印 省 略)

平成21年度米子市同和対策高等学校等進学奨励金の
奨学生募集説明会の開催について（お知らせ）

平素から本市の人権・同和行政の推進につきまして格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年度奨学生の募集説明会を下記の日程で開催いたしますので、該当者への周知につきましてご協力をお願いいたします。

記

1 日時・場所

4月20日（月）	午後7時30分から	前田隣保館
4月21日（火）	午後7時30分から	下福万隣保館
4月22日（水）	午後7時30分から	八幡三区地区会館

2 問合せ先

米子市人権政策課同和対策係 TEL23-5251

米子市同和対策高等学校等進学奨励金給付申請書					
フリガナ 申請者氏名 年 月 日生			住 所 〒 (電話番号)		
在 籍 学 校	高等学校 課程 科 高等専門学校 学科 第 年次 大学 学部 学科				
	年 月 日入学				
家 庭 の 状 況	氏 名	年 齢	続 柄	在 籍 学 校 名	備 考
			本 人		
米子市同和対策高等学校等進学奨励金給付要綱に基づき奨励金の給付を受けたいので、上記のとおり申請します。					
年 月 日					
申請者 氏名 ⑩					
保護者 住所					
氏名 ⑩					
米子市長 様					

世 帯 調 書					
フリガナ		フリガナ			
世帯主氏名		申請者氏名			
世帯主住所	〒 (電話番号 —)				
収 入 状 況					備 考
氏 名	続柄	所 得 額 (年分)			
		給 与 所 得	給与以外の所得	合 計	
	本人	()円	円	円	
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
合 計					
上記のとおり相違ありません。なお、上記の者に係る課税状況を確認されることに同意します。 年 月 日 申請者 印 保護者 印					

＊注意事項

- (1) 給与所得の場合は源泉徴収票を、給与以外の所得の場合は所得額を証明する書類（確定申告書の写し等）を必ず添付してください。
- (2) 身体障害者手帳等の交付のある場合は備考欄に「手帳有」と記入してください。

世帯調書記載例

㊞ 本人

㊞ 保護者

捨印を押印

世 帯 調 書				
フリガナ	〇 〇 〇 〇	フリガナ	〇 〇 〇 〇	
世帯主氏名	〇 〇 〇 〇	申請者氏名	〇 〇 〇 〇	
世帯主住所	〒 68〇-〇〇〇〇 米子市〇〇町〇〇〇〇 (電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇)			
収 入 状 況				備 考
氏 名	続柄	所 得 額 (年 分)		
		給 与 所 得	給与以外の所得	合 計
〇 〇 〇 〇	本人	() 円	円	円
〇 〇 〇 〇	父	()		
〇 〇 〇 〇	母	()		
〇 〇 〇 〇	妹	()		
〇 〇 〇 〇	祖父	()		
〇 〇 〇 〇	祖母	()		
		()		
		()		
合 計				
上記のとおり相違ありません。なお、上記の者にかかる課税状況を確認されることに同意します。 平成 21 年 4 月 日 申請者 〇 〇 〇 〇 ㊞ 保護者 〇 〇 〇 〇 ㊞				

世帯全員を記入

所得額の欄は記入不要

身障者手帳をお持ちの方は記入してください

記入した日

* 注意事項

- (1) 給与所得の場合は源泉徴収票を、給与以外の所得の場合は所得額を証明する書類(確定申告書の写し等)を必ず添付してください。
- (2) 身体障害者手帳等の交付のある場合は備考欄に「手帳有」と記入してください。

申請書記載例

㊞ 本人 ㊞ 保護者

捨印を押印

米子市同和対策高等学校等進学奨励金給付申請書					
フリガナ 申請者氏名 ○ ○ ○ ○		住 所 〒680-0000 米子市〇〇町〇〇〇〇			
平成〇年〇〇月〇〇日生		(電話番号〇〇-〇〇〇〇)			
在 籍 学 校	☐ 〇 〇 高等学校 全日制 課程 普通 科 第〇年次 ☐ 高等専門学校 学部 学科 学科 ☐ 大学				
	平成〇〇年 4 月 〇日入学				
家 庭 の 状 況	氏 名	年 齢	続 柄	在 籍 学 校 名	備 考
	〇 〇 〇 〇	16	本人	〇 〇 高等学校	世帯全員を 記入
	〇 〇 〇 〇	50	父		
	〇 〇 〇 〇	45	母		学校に在籍 している場 合は学校名 を記入
	〇 〇 〇 〇	13	妹	〇 〇 中学校	
	〇 〇 〇 〇	78	祖父		
	〇 〇 〇 〇	75	祖母		
米子市同和対策高等学校等進学奨励金給付要綱に基づき奨励金の給付を受けたい ので、上記のとおり申請します。					
平成21年 4 月 〇 日					
申請者 氏名 ○ ○ ○ ○ ㊞					
保護者 住所 米子市〇〇町〇〇〇〇					
氏名 ○ ○ ○ ○ ㊞					
米子市長 様					

記入した日

決 裁 区 分 市 長	市 副 部 (課) 係 長 市 長 長 長	保 存 期 間	永 10 5 ③ 1 その他()			
	人 権 政 策 局	部 長	課 長	係 長	係 員	起 案 者
	主 管					
	人 権 政 策 課					
	同 和 対 策 係					
副市長						庁内電話 251
	合					
	部					
	課					
会計管理者	人 権 学 習 係					
	部					
	課					
	係					
	部					
	課					
	係					
	議					
	部					
	課					
	係					
起 案	平成 22 年 4 月 28 日			文 書 記 号 番 号		
決 裁	平成 22 年 4 月 30 日			受 米 人 第 19 号		
施 行 (公示・発送)	平成 22 年 4 月 30 日					
指示事項又は意見						
件 名	平成22年度米子市同和対策進学奨励金の 奨学生募集説明会の開催について					
このことについて下記のとおり開催いたしたく伺います。						
記						
1 日程						
5月18日(火)				下福万隣保館		
5月20日(木)				前田隣保館		

2 新規対象者の把握

隣保館職員、地区会館関係役員等を通じて把握する。

3 通知文案

対象者・保護者宛、関係者宛 別紙のとおり

4 通知方法

(1) 新規対象者: 通知文を隣保館職員、地区会館関係役員が個別に保護者を訪ねて制度の趣旨を説明し、通知文を渡す。

(2) 継続受給者: 本人宛の封筒に入れた通知文を隣保館職員、地区会館関係役員等が個別に配布、又は郵送する。

5 募集説明会では、併せて奨学生研修を行うとともに、「鳥取県育英奨学資金」のPRにも協力する。

発米人第 19 号

平成22年4月30日

高校生及び保護者 様

米子市長 野 坂 康 夫

(公 印 省 略)

平成22年度米子市同和対策高等学校等進学奨励金の
支給廃止について（お知らせ）

平素より、本市の人権・同和行政の推進につきまして、ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、皆様には3月10日付けで、国が法律の制定を実施する見込みでしたので、高校生を対象にした進学奨励金は支給できなくなるとの連絡をいたしました。3月末に公立高校の授業料の不徴収と私立高校に修学支援金を支給する旨の法律が制定されました。

この法律により、公立高校は授業料が無償になり、私立高校は修学支援金が支給されることとなりました。この法律の施行により、国が支給等する金額は、今まで市が進学奨励金として支給していた額より多くなることから、米子市においては、平成22年から高等学校を対象にした進学奨励金は廃止することになりました。

保護者の皆様におかれましては、学資のことは何かと大変かと存じますが、制度の趣旨をご理解いただきますようよろしくお願いいたします。なお、大学生を対象にしました進学奨励金は引き続き実施いたします。

また、例年実施しております高校生を対象にした夏季1泊研修についても引き続き実施いたします。改めまして皆様にご連絡いたしますので、参加をお願いいたします。

ご不明の点がございましたら、裏面のとおり、各地区で大学生を対象にした募集説明会を実施しますのでご出席いただきますか、直接、人権政策課までお問い合わせください。

記

(募集説明会)

5月18日(火)

午後7時30分 下福万隣保館

5月20日(木)

午後7時30分 前田隣保館

(問合せ先) 米子市人権政策課同和対策係 黒見・高見

(電話番号) 23-5251

発 米 人 第 19 号
平成 22 年 4 月 30 日

奨学金申請希望者 様
保 護 者 様

米子市長 野坂 康夫
(公 印 省 略)

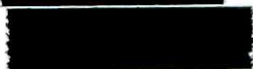
平成 22 年度米子市同和対策進学奨励金の奨学生募集説明会
の開催について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり平成 22 年度の奨学生募集説明会を開催しますので、申請を希望される方はご出席ください。

なお、当日は奨学金の変更した点を説明いたします。その後、研修を実施し、それが終わった後に申請書類の記入をしていただきますので、下記の必要書類等を持参してください。

記

1 日時・場所

5 月 18 日（火）		午後 7 時 30 分から	下福万隣保館
5 月 20 日（木）		午後 7 時 30 分から	前田隣保館

2 必要書類等

- (1) 印鑑 2 本（本人用、保護者用）
- (2) 在学証明書又は学生証の写し 1 通
在学証明書の場合は、学校から交付してもらって下さい。
- (3) 申請者の世帯で所得のある方全員の平成 21 年分の源泉徴収票または確定申告書の写し等
- (4) 筆記用具（ボールペン）
- (5) 申請者が自宅外の場合は、申請書記入の際に申請者の住所等が記入できるように事前に住所と電話番号を確認しておいてください。

3 問合せ先

米子市人権政策課同和対策係 TEL23-5251

発米人第 19 号
平成22年4月30日

各隣保館、地区会館長 様
各自治会長 様
各同盟支部長 様

米子市長 野坂 康夫
(公 印 省 略)

平成22年度米子市同和対策進学奨励金の奨学生
募集説明会の開催について（お知らせ）

平素から本市の人権・同和行政の推進につきまして格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年度から高校生を対象にした支給は廃止としましたが、大学生等を対象にした奨学金については引き続き実施いたします。

つきましては、大学生等を対象にした募集説明会を下記の日程で開催いたしますので、該当者への周知につきましてご協力をお願いいたします。

記

1 日時・場所

5月18日（火）		午後7時30分から	下福万隣保館
5月20日（木）		午後7時30分から	前田隣保館

2 問合せ先

米子市人権政策課同和対策係 TEL23-5251

平成22年度進学奨励金の主な変更点

1 進学奨励金の支給対象の見直し

- (1) 平成22年度より高校生を対象にした進学奨励金の支給を廃止します。
- (2) 高等専門学校第4学年と第5学年等は大学生と同額とします。
- (3) 専修学校は専門課程を対象とします。

* 高校生を対象に実施している夏季1泊研修は引き続き実施します。

2 所得基準額の見直し

- (1) 所得額は鳥取県育英奨学金と同様に、前年の所得税法上の所得に見直します。
- (2) 修学が困難な者に途を開くという要綱の趣旨に照らして、所得基準額を見直します。

世帯人員	所得基準額	備考
1人	2,712千円	世帯人員が7人を超える場合は1人増すごとに80千円を加算する
2人	3,128千円	
3人	3,312千円	
4人	3,420千円	
5人	3,528千円	
6人	3,608千円	
7人	3,688千円	

* 標準世帯（夫婦と子ども2人）の場合は、世帯主の年収は約680万円程度となります。

* 年収はあくまでも目安です。所得基準額は世帯の人数や状況で異なりますので、申請希望がある方は、まず申請してください。申請後、人権政策課の方で確認いたします。

* ただし、大学等の在校生については、従前の基準によることとします。

3 支給方法の変更について

今までは、現金でお渡ししておりましたが、紛失の危険もあることや申請者が受け取ることが原則であることから、平成22年度からは本人の口座に振り込むこととします。

4 支給日程について

5月 募集説明会（各隣保館）

6月 支給決定後前期分（6ヶ月分）を振込みます。

8月の中旬（お盆前後） 奨学生研修（場所 中央隣保館。対象は本人）

10月 後期分（6ヶ月分）を振込みます。

5 レポートの提出について

今までは、募集説明会以外に2回の奨学生研修を実施していましたが、日程の都合上、大学生は研修を受講できませんでした。22年度から奨学生は大学生等のみになりましたので、出席しやすいように夏休みのお盆前後に奨学生を対象にした研修会を実施します。

この進学奨励金事業は、たんなる奨励金を支給するだけでなく、研修を実施することも事業の一つにしています。つきましては、夏休みの研修に出席できない奨学生は、レポートを提出することで研修に替えることとします。レポートの詳しいことにつきましては、改めて連絡します。

米子市同和対策進学奨励金給付要綱

1 趣 旨

米子市内に住所を有する同和地区関係者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等専門学校（第4学年及び第5学年並びに専攻科に限る。以下同じ。）若しくは大学、専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）又は各種学校（専修学校に類する教育を行うものと認められるものに限る。以下同じ。）に進学する能力を有しながら経済的に進学が困難な者の進学の途を開くため、その者に対して米子市同和対策進学奨励金（以下「奨励金」という。）を給付するものとし、その給付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 奨励金の給付対象者

奨励金の給付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 米子市内に住所を有する同和地区関係者で、高等専門学校若しくは大学、専修学校又は各種学校に在籍する者であること。
- (2) 世帯の構成員に係る所得の合計額が別に定める基準額以下であること。ただし、市長が特に修学が困難であると認めるものに係る所得については、この限りでない。
- (3) 在籍する高等専門学校若しくは大学、専修学校又は各種学校において授業料の減免を受けていないこと。ただし、授業料の減免を受けている者で、その保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助の適用を受けている者は、減免を受けていないものとみなす。

3 申請の手続

奨励金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類を、当該年度の5月31日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 米子市同和対策進学奨励金給付申請書（別記様式第1号）
- (2) 在学証明書又は学生証の写し
- (3) 世帯調書（別記様式第2号）

4 奨学生の決定

- (1) 市長は、第3項の規定により提出された書類により第12項に規定する選考委員会の意見を聴いて、奨励金の受給者を決定し、その旨を米子市同和対策進学奨励金給付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。
- (2) 前号の規定により奨励金の給付の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、市長に対して誓約書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

5 奨励金の額

奨励金の額は、月額18,000円とする。

6 奨励金の給付期間等

奨励金の給付期間は、奨励金を給付することに決定した日の属する年度の4月から当該年度の3月までとする。

7 奨励金の給付方法

奨励金は、原則として毎月当月分を給付する。ただし、必要と認める場合は数か月分を合わせて給付することができる。

8 奨励金の休止

奨学生が休学した場合は、その休学を始めた日の属する月の翌月から、復学した日の属する月まで奨励金の給付を休止する。

9 奨励金の給付取り消し及び辞退

奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の給付を取り消す。

- (1) 第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、奨励金の給付を必要としない理由が生じたとき。

10 異動の届出

奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに異動届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 休学、停学又は復学したとき。
- (2) 氏名又は住所に変更のあったとき。
- (3) 保護者の変更その他身上に関する重要な事項に異動が生じたとき。
- (4) 前項各号のいずれかに該当したとき。

11 奨励金の返還

市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付した奨励金の即時返還を命ずることができる。

- (1) 奨励金を目的外に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の給付を受けたとき。

12 選考委員会

奨励金を給付する奨学生について選考するため、選考委員会を置くものとし、教育委員会教育長、人権政策局長、人権政策局人権政策課長及び教育委員会事務局学校教育課長をもって構成する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市同和対策高等学校等進学奨励金給付要綱第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第1項に規定する高等学校、高等専門学校若しくは大学、専修学校又は各種学校に進学する者について適用し、同日の前日においてこの要綱による改正前の米子市同和対策高等学校等進学奨励金給付要綱第1項に規定する高等学校、高等専門学校若しくは大学又は専修学校等に在学している者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の米子市同和対策高等学校等進学奨励金給付要綱第4項第1号に規定により給付の決定をした奨励金については、なお従前の例による。

(新基準)

米子市同和対策進学奨励金の給付に係る所得基準

- 1 米子市同和対策進学奨励金給付要綱（平成17年4月1日施行。以下「給付要綱」という。）第2項第2号に規定する所得の合計額は、米子市同和対策進学奨励金（以下「奨励金」という。）の給付の申請をした者（以下「申請者」という。）と生計を一にする世帯全員の所得額（当該奨励金の給付に係る年度の初日の属する年の前年における所得税法（昭和40年法律第33号）の規定に基づく所得の額をいう。）の合計額から別表第1の左欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表の右欄に定める特別控除額を控除して得た額とする。
この場合において、公的年金に係る所得の額は、別表第2の左欄に掲げる年金を受け取る人の年齢及び同表の中欄に掲げる公的年金の収入金額の合計額の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。
- 2 給付要綱第2項第2号に規定する基準額は、次の表の左欄に掲げる申請者が属する世帯の世帯人員の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

世帯人員	所得基準額
1人	2,712,000円
2人	3,128,000円
3人	3,312,000円
4人	3,420,000円
5人	3,528,000円
6人	3,608,000円
7人	3,688,000円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに8万円を加算する。

別表第1 (第1項関係)

特別の事情	特 別 控 除 額			
			自宅通学	自宅外通学
申請者本人が在学している場合	高等専門学校	国・公立	280,000円	470,000円
		私立	410,000円	600,000円
	大学	国・公立	710,000円	1,220,000円
		私立	1,210,000円	1,730,000円
	専修学校及び各種学校	国・公立	260,000円	740,000円
		私立	864,000円	1,340,000円
申請者本人以外に就学者の居る世帯である場合(児童、生徒又は学生1人につき)	小学校		80,000円	
	中学校		160,000円	
	高等学校	国・公立	280,000円	470,000円
		私立	410,000円	600,000円
	高等専門学校	国・公立	360,000円	550,000円
		私立	600,000円	800,000円
	大学	国・公立	590,000円	1,020,000円
		私立	1,010,000円	1,440,000円
	専修学校及び各種学校	高等課程 国・公立	170,000円	270,000円
		高等課程 私立	370,000円	460,000円
		専門課程 国・公立	220,000円	620,000円
		専門課程 私立	720,000円	1,120,000円
一人親世帯である場合	490,000円			
障がい者の居る世帯である場合	障がい者1人につき860,000円			
長期療養者の居る世帯である場合	療養のため経常的に特別な支出をしている費用の年額に相当する額			
主たる家計支持者が別居している世帯である場合	別居のため特別に支出している住居費及び光熱水費の年額に相当する額。ただし、710,000円を限度とする。			
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯である場合	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田畑、店舗等)に被害があつて、将来、長期にわたって支出の増又は収入の減になると認められる場合における当該増加し、又は減少した年額に相当する額			

備考

- 1 特別控除額については、申請者又は申請者の属する世帯が、この表の左欄に掲げる特別の事情に該当する場合に限り、世帯全員の所得額の合計額から控除することがで

きる。また、同欄に掲げる特別の事情の2以上に該当するときは、当該特別の事情に応じ、それぞれ同表の右欄に定める特別控除額を合計して得た額を控除することができる。

- 2 この表に規定する療養のため経常的に特別な支出をしている費用の年額並びに別居のため特別に支出している住居費及び光熱水費の年額は、それぞれ奨励金に係る年度の初日の属する年の前年中に支出した実費の額とする。

別表第2（第1項関係）

年金を受け取る人の年齢	公的年金の収入金額の合計額	所得金額
65歳未満	70万円未満	0円
	70万円以上130万円未満	収入金額の合計額－700,000円
	130万円以上410万円未満	収入金額の合計額×0.75－375,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額の合計額×0.85－785,000円
	770万円以上	収入金額の合計額×0.95－1,550,000円
65歳以上	120万円未満	0円
	120万円以上330万円未満	収入金額の合計額－1,200,000円
	330万円以上410万円未満	収入金額の合計額×0.75－375,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額の合計額×0.85－785,000円
	770万円以上	収入金額の合計額×0.95－1,550,000円

(旧基準)

別に定める基準

給付対象者選考の収入基準

同一世帯における年間所得額から（２）の特別控除額を控除した額が、（１）の収入基準額以内であること。（１万円未満の端数は切り捨てる。）

（１）収入基準額表

区 分		収 入 基 準 額	
		高等学校 高等専門学校 専修学校及び各種学校（高等課程）	大学 専修学校及び各種学校（専門課程）
世帯人員	1人	858千円	1,068千円
	2人	1,374千円	1,692千円
	3人	1,584千円	1,968千円
	4人	1,716千円	2,130千円
	5人	1,842千円	2,292千円
	6人	1,950千円	2,412千円
	7人	2,046千円	2,532千円
	8人以上	世帯人員7人の収入基準額2,046千円に7人を超える人員1人について96千円を加算する	世帯人員7人の収入基準額2,532千円に7人を超える人員1人について120千円を加算する

(2) 特別控除額

特別の事情	特別控除額				
出願者本人が在学している場合			自宅通学	自宅外通学	
	高等学校	国・公立	280千円	470千円	
	高等専門学校				
	専修学校及び各種学校 (高等課程)	私立	410千円	600千円	
	大学	国・公立	710千円	1,220千円	
		私立	1,210千円	1,730千円	
	専修学校及び各種学校 (専門課程)	国・公立	260千円	740千円	
	私立	864千円	1,340千円		
出願者本人以外に就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		80千円		
	中学校		160千円		
			自宅通学	自宅外通学	
	高等学校		国・公立	280千円	470千円
			私立	410千円	600千円
	高等専門学校		国・公立	360千円	550千円
			私立	600千円	800千円
	大学		国・公立	590千円	1,020千円
			私立	1,010千円	1,440千円
	専修学校 及び各種 学校	高等課程	国・公立	170千円	270千円
			私立	370千円	460千円
		専門課程	国・公立	220千円	620千円
			私立	720千円	1,120千円
	一人親世帯	490千円			
	障がい者のいる世帯	障がい者1人につき860千円			
長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額(住居費、光熱水費) ただし、710千円を限度とする				
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田畑、店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				

(備考)

給与所得の場合は、棒給、給料、賃金、事業主報酬、役員報酬、歳費、賞与及び専従者給与並びにこれらの性質を有する給与等（年金、扶助料、傷病手当金等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等という支払金額）をもとにして、次の計算式によって得られた金額を所得金額とする。

給与所得の計算式

- 1 収入金額が3,290千円未満のもの
所得金額0円
- 2 収入金額が3,290千円以上4,000千円未満のもの
 $\text{収入金額} \times 0.8 - 2,630 \text{千円} = \text{所得金額}$
- 3 収入金額が4,000千円以上8,780千円未満のもの
 $\text{収入金額} \times 0.7 - 2,230 \text{千円} = \text{所得金額}$
- 4 収入金額が8,780千円以上のもの
 $\text{収入金額} - 4,860 \text{千円} = \text{所得金額}$

(注)

- (1) 収入金額は万円未満の端数を切り捨てて適用する。
- (2) 給与所得者が2人以上いる場合、この計算式は各人別に行う。
- (3) 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、万円未満を切り捨てて所得金額を算出する。
- (4) 同一人で2以上の収入源があつて、給与所得と給与以外の所得の場合は、給与所得については上記計算式により所得金額を算出する。

別記

様式第1号（第3項関係）

米子市同和対策進学奨励金給付申請書					
フリガナ 申請者氏名			住所 〒		
年 月 日生			（電話番号 ）		
在 籍 学 校	高等専門学校 学科 大学 学部 学科 第 年次 学校 学科				
	年 月 日入学				
家 庭 の 状 況	氏 名	年 齢	続 柄	在 籍 学 校 名	備 考
			本 人		
米子市同和対策進学奨励金給付要綱（平成17年4月1日施行）に基づき奨励金の給付を受けた いので、上記のとおり申請します。 年 月 日 申請者 氏名 保護者 住所 氏名 ⑩ ⑩ 米子市長 様					

申請書記載例

印 本人 印 保護者

捨印を押印

米子市同和対策進学奨励金給付申請書					
フリガナ 申請者氏名 ○ ○ ○ ○		住 所 〒68○-○○○○ 米子市○○町○○○○ (電話番号○○-○○○○)			
平成○年○月○日生					
在 籍 学 校	○ ○ 高等専門学校 学科 大学 学部 学科 学校 学科 第○年次				
	平成○○年 4 月 ○日入学				
家 庭 の 状 況	氏 名	年 齢	続 柄	在 籍 学 校 名	備 考
	○ ○ ○ ○	18	本人	○ ○ 大学	世帯全員を 記入
	○ ○ ○ ○	50	父		
	○ ○ ○ ○	45	母		学校に在籍 している場 合は学校名 を記入
	○ ○ ○ ○	16	妹	○ ○ 高等学校	
	○ ○ ○ ○	78	祖父		
	○ ○ ○ ○	75	祖母		
米子市同和対策進学奨励金給付要綱(平成17年4月1日施行)に基づき奨励金の給 付を受けたいので、上記のとおり申請します。					
平成22年 5 月 ○ 日 申請者 氏名 ○ ○ ○ ○ 印					
保護者 住所 米子市○○町○○○○					
氏名 ○ ○ ○ ○ 印					
米子市長 様					

記入した日

世帶調書

フリガナ		フリガナ	
世帯主氏名		申請者氏名	
世帯主住所	〒 (電話番号 ー)		

収 入 状 況					備 考
氏 名	続柄	所 得 額 (年分)			
		給 与 所 得	給与以外の所得	合 計	
	本人	()円	円	円	
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
合 計					

上記のとおり相違ありません。なお、上記の者に係る課税状況を確認されることに同意します。

年 月 日

申請者

保護者

* 注意事項

- (1) 給与所得の場合は源泉徴収票を、給与以外の所得の場合は所得額を証明する書類（確定申告書の写し等）を必ず添付してください。
- (2) 身体障害者手帳等の交付のある場合は備考欄に「手帳有」と記入してください。

世帯調書記載例

印 本人

印 保護者

捨印を押印

世 帯 調 書				
フリガナ	〇 〇 〇 〇	フリガナ	〇 〇 〇 〇	
世帯主氏名	〇 〇 〇 〇	申請者氏名	〇 〇 〇 〇	
世帯主住所	〒 68〇-〇〇〇〇 米子市〇〇町〇〇〇〇 (電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇)			
収 入 状 況				備 考
氏 名	続柄	所 得 額 (年 分)		
		給 与 所 得	給与以外の所得	合 計
〇 〇 〇 〇	本人	()円	円	円
〇 〇 〇 〇	父	()		
〇 〇 〇 〇	母	()		
〇 〇 〇 〇	妹	()		
〇 〇 〇 〇	祖父	()		
〇 〇 〇 〇	祖母	()		
		()		
		()		
合 計				

上記のとおり相違ありません。なお、上記の者にかかる課税状況を確認されることに同意します。

平成 22 年 5 月 日

申請者 〇 〇 〇 〇 印

保護者 〇 〇 〇 〇 印

世帯全員を記入

所得額の欄は記入不要

身障者手帳をお持ちの方は記入してください

記入した日

*注意事項

- (1) 給与所得の場合は源泉徴収票を、給与以外の所得の場合は所得額を証明する書類(確定申告書の写し等)を必ず添付してください。
- (2) 身体障害者手帳等の交付のある場合は備考欄に「手帳有」と記入してください。

様式第4号（第4項関係）

誓 約 書

米子市同和対策進学奨励金の給付決定を受け、今後は米子市同和
対策進学奨励金給付要綱（平成17年4月1日施行）の規定に従う
とともに、学業に一層励むことを誓います。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

⑩

保護者 住 所

氏 名

⑩

本人との続柄

米子市長

様

口座振込依頼書

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 農 協			支店
振 込 先 口 座	預金種別及び口座番号 普 通 預金 口座番号 No. 当 座 (7桁)			
	フリガナ			
	口座名義			
受 領 金 の 内 容		米子市同和対策進学奨励金		

貴職から受領する金額を上記の預金口座に振込んで下さい。

平成 年 月 日

住所

氏名

⑩

米子市会計管理者 末 菫 建 美 様

番号	種別	在学校	学年	氏名	保護者名	郵便番号	住所	地区
1	男		男					
2	男		男					
3	男		男					
4	男		男					
5	男		男					
6	男		男					

決 裁 区 分	市 長 副市長 部 長 課 長 係 長	保 存 期 間	永 10 ⑤ 3 1 その他()			
市 長	主 管	部 長	課 長	係 長	係 員	起 案 者
	市 民 人 権 部	人 権 政 策 監				
	人 権 政 策 課	① 佐藤	② 和泉	③ 尾立	④ 黒見	⑤ 尾立
副市長	同 和 対 策 係					庁内電話
	部					251
	課			⑥ 福田	⑦ 森本	
会計管理者	人 権 学 習 係					公 印
	部					⑧ 永見
	課					公印省略
	係					契印省略
	部					
	課					
	係					
起 案	平成 20 年 6 月 4 日			文 書 記 号 番 号		
決 裁	平成 20 年 6 月 4 日			発 米 人 第 号		
施 行 (公示・発送)	平成 20 年 6 月 5 日			受		
指示事項又は意見						
件 名	平成20年度米子市同和対策高等学校等進学奨励 金受給者の決定について					
このことについて、平成20年6月4日に選考委員会を開催した結果						
下記のとおり奨励金の受給者を決定いたしたく伺います。						
記						
1 給付決定者						
高校12名、大学9名、専門学校3名 計24名						

2 奨学金の額

高校・高専 月額 8,000円

大学・専門学校 月額18,000円

3 奨学金の支給期間

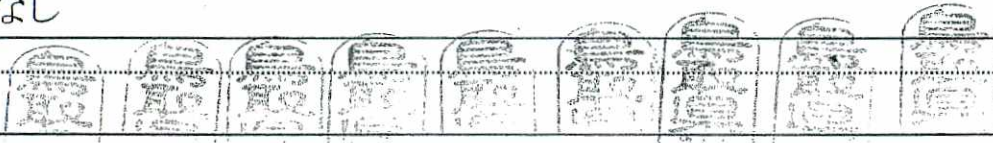
平成20年4月から平成21年3月まで

4 通知文案

別紙のとおり

5 給付不適格者

なし



発米人第 号
平成 年 月 日

「氏名」 様

米子市長 野 坂 康 夫

米子市同和対策高等学校等進学奨励金給付決定通知書

付けで申請のありました米子市同和対策高等学校等進学奨励金については、
下記のとおり給付することと決定しましたので通知します。

記

- 1 奨励金の額 月額 「奨学金金額」円
- 2 奨励金の給付期間 平成20年4月から平成21年3月まで

- 1 この決定に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、米子市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 また、この処分に不服がある場合は、前項の異議申立てを経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市（代表者は米子市長）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

決 裁 区 分	市 長	副市 長	部 長	課 長	係 長	保 存 期 間	永 10 5 ③ 1 その他()	
市 長	主 管	市 民 人 権 部	部 長	課 長	係 長	係 員	起 案 者	
		人 権 政 策 課						
		同 和 対 策 係						
副市長	合 議	部					庁内電話	
		課					251	
		係					(公 印)	
会計管理者		部						
		課					公印省略	
		係					契印省略	
		部						
		課						
	係							
起 案	平成 21 年 6 月 5 日					文 書 記 号 番 号		
決 裁	平成 年 6 月 5 日					受 米 人 第 32 号		
施 行 (公示・発送)	平成 年 6 月 9 日							
指示事項又は意見								
件 名	平成21年度米子市同和対策高等学校等進学奨励 金受給者の決定について							
このことについて、平成21年6月5日に選考委員会を開催した結果								
下記のとおり奨励金の受給者を決定いたしたく伺います。								
記								
1 給付決定者								
高校11名、大学7名、専門学校2名 計20名								

平成21年度米子市同和対策高等学校等進学奨励金出願者一覧表

[illegible]

決 裁 区 分	市 長	副市長	(部) 課 係 長 長 長	保 存 期 間	永 10 5 ③ 1 その他()	
市 長	主 管	人 権 政 策 局	局 長	課 長	係 長	係 員
		人 権 政 策 課				
		同 和 対 策 係				
副市長	合 議	部				起 案 者  庁内電話 251
		課				
		係				(公 印)
会計管理者		部				
		課				
		係				
教育長		部				
		議	課			
		係				
起 案	平成 22 年 6 月 7 日				文 書 記 号 番 号	
決 裁	平成 22 年 6 月 7 日				③ 米 人 第 35 号	
施 行 (公示・発送)	平成 年 6 月 8 日				受	
指示事項又は意見 						
件 名	平成22年度米子市同和対策進学奨励金受給者の決定について					
このことについて、平成22年6月7日に選考委員会を開催した結果、下						
のとおり奨励金の受給者を決定いたしたく伺います。						
記						
1 給付決定者						
大学等9名、専門学校等3名 計12名						

2 奨学金の額

大学・専門学校 月額18,000円

3 奨学金の支給期間

平成22年4月から平成23年3月まで

4 通知文案

別紙のとおり

発米人第 号
平成22年6月 日

様

米子市長 野坂 康夫

米子市同和対策進学奨励金給付決定通知書

平成22年5月 日付けで申請のありました米子市同和対策進学奨励金については、下記のとおり給付することと決定しましたので通知します。

記

1 奨励金の額 月額 18,000円

2 奨励金の給付期間 平成22年4月から平成23年3月まで

3 その他

(1) 奨学生研修について

5月の募集説明会で説明しましたように、次の日程で奨学生研修を実施しますので出席してください。

(日 時) 平成22年8月16日(月) 午後3時～5時

(場 所) 米子市中央隣保館(電話 33-5928)

(対 象) 進学奨励金受給者

(研修内容) ・進学奨励金の意義(講師 人権政策課学習係)

・これからのあなたたちに向けて

(講師 人権政策課人権教育推進員)

4 異議申立て等について

(1) この決定に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、米子市長に対して異議申立てをすることができます。

(2) また、この処分に不服がある場合は、前項の異議申立てを経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市(代

表者は米子市長)を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

- * 奨学金については、6月末に22年4月～9月分として6ヶ月分を、10月末に10月～23年3月分として6ヶ月分を口座振込依頼書に記載された口座に振り込みますので、ご確認ください。

(担当課) 米子市人権政策局人権政策課

(電話番号) 0859-33-5928

発米人第 号
平成22年6月 日

様

米子市長 野 坂 康 夫

平成22年度米子市同和対策進学奨励金の選考結果に
ついて（通知）

平成22年5月18日付けで申請のありました米子市同和対策進学奨励金に
ついては、下記の理由で給付することができませんでしたので通知します。

記

理 由 所得基準を超えるため

- 1 この決定に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、米子市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 また、この処分に不服がある場合は、前項の異議申立てを経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市（代表者は米子市長）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

（担 当 課 ） 米子市人権政策局人権政策課
（電話番号） 0859-33-5928

平成22年度米子市同和对策進学奨励金出願者一覽表

番号	種別	在学校	学年	氏名	保護者名	郵便番号	住所	地区	基準	年間所得額A	控除額B	認定年間所得額 C(A-B)	収入基準額	要否
1	特		高											
2	特		高											
3	特		高											
4	特		高											
5	特		高											
6	特		高											
7	特		高											
8	特		高											
9	特		高											
10	特		高											
11	特		高											
12	特		高											
13	特		高											